

函館市私立専修学校運営助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において私立専修学校が教育に果たしている重要な役割にかんがみ、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、もって本市教育の振興に資するため市が行う私立専修学校を設置する学校法人、準学校法人その他の法人に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専修学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する学校をいう。
- (2) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (3) 準学校法人 私立学校法第64条第4項の法人をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、私立専修学校を設置する学校法人、準学校法人その他の法人に対し、専門課程の運営に要する経費のうち、教育条件の維持および向上を図るための経常的経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

- (1) 教材、教具、校具の購入等に係る経費
- (2) 施設および設備の整備充実に係る経費
- (3) 教職員の研修および研究に係る経費
- (4) 教職員の人件費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる専門課程の運営に要する経費において、函館市の他の補助金の交付を受けている場合は、当該専門課程に係る全ての経費について補助金の交付の対象外とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請，決定等については，函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	算定方法	備考
<p>専門課程分の運営に要する経費のうち、教育条件の維持向上を図るための経常的経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 教材，教具，校具の購入等に係る経費</p> <p>(2) 施設および設備の整備充実に係る経費</p> <p>(3) 教職員の研修および研究に係る経費</p> <p>(4) 教職員の人件費</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>補助対象学校の専門課程分の補助金の総額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じ，配分した額の合算額とする。</p> <p>(1) 校数割 100分の60 校数に応じ配分</p> <p>(2) 在籍者数割 100分の30 在籍者数（在籍者数が定員を超える場合は，定員）に応じ配分</p> <p>(3) 教職員数割 100分の10 教職員数（専任者1，兼務者0.5を乗じて算出）に応じ配分（同一法人内の兼務者は除く）</p>	<p>1 人員算定の基準日は，当該年度の4月1日とする。</p> <p>2 教職員の人件費に係る補助金は，当該学校に係る補助金の総額の50パーセント以内とする。</p> <p>3 専任者，兼務者の定義は，学校基本調査の手引きを準用する。</p>